

文教委員会資料

陳情第139号 ゆきとどいた教育と安全安心な給食を求める陳情

- 資料1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要、県費負担教職員の給与負担等の移譲について
- 資料2 学級編制弾力的運用実施状況表（平成31年1月8日現在）
- 資料3 小学校3年生及び中学校1年生における1クラスあたり35人を超える学校一覧
- 資料4 小学校3年生及び中学校1年生で35人以下学級を実施した場合に必要な費用
- 資料5 平成30年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況（文部科学省資料）
- 資料6 政令指定都市における児童生徒数の推移
- 資料7 政令指定都市における人口の推移
- 資料8 平成31年度国の予算編成に対する要請書（川崎市）
- 資料9 要望書（指定都市教育委員会協議会）
- 資料10 平成31年度国の施策及び予算に関する提案（指定都市）
- 資料11 栄養教諭及び学校栄養職員について
- 資料12 政令指定都市学校栄養職員等配置状況
- 資料13 給食費の徴収業務について

平成31年3月8日

教育委員会事務局

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人

小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

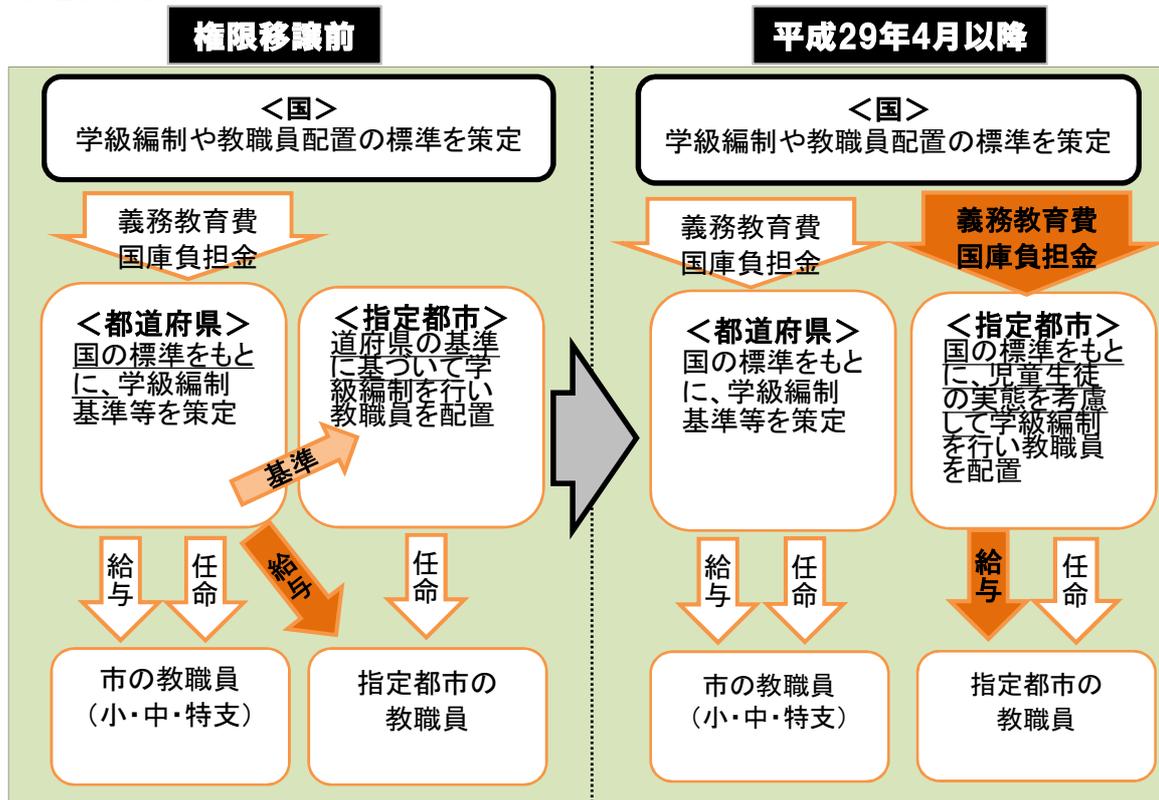
(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人	—————→		40人	—————→	

県費負担教職員の給与負担等の移譲について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第4次一括法」の施行により、平成29年4月から、市立小中学校や特別支援学校の県費負担教職員の給与等の負担や定数の決定権限等の包括的な権限が道府県から指定都市に移譲されるとともに、個人住民税所得割の2%が指定都市に税源移譲された。

● 権限移譲イメージ



学級編制弾力の運用実施状況表(平成31年1月8日現在)

ア 学校種別弾力の運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	32	5		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1
25年度	70	3	6	1	76	4
26年度	80	2	8		88	2
27年度	77	1	7	2	84	3
28年度	81	1	6	1	87	2
29年度	86	3	7	2	93	5
30年度	72	3	9	2	81	5

イ 小学校学年別内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	研究指定	弾力化												
16年度	11	1		1									11	2
17年度	13	1	4							1		1	17	3
18年度	23	1	13	1		2				1			36	5
19年度	31	1	12			4						1	43	6
20年度	42		15		6		4		3		5		75	
21年度	42	1	14		4		3		8	1	8	4	79	6
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1
25年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3
26年度			49		20		16	1	13		11	1	109	2
27年度			38		14		14	1	17		21		104	1
28年度			42		17		13		12		17	1	101	1
29年度			49		12		11	1	13	1	14	2	99	4
30年度			38		11		12		15	2	16	1	92	3

ウ 中学校学年別内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度						1		1
17年度						2		2
18年度		1		1				2
19年度	6			1		2	6	3
20年度	4		5		3		12	
21年度	3		6		3		12	
22年度	5		6		7		18	
23年度	2		7		8		17	
24年度	3		4		7		14	
25年度	4		2		2	1	8	1
26年度	3		4		3		10	
27年度		2	5		3		8	2
28年度	1	1			5		6	1
29年度	2	1	2	1	3		7	2
30年度	4	1	2		3	1	9	2

小学校 3 年生及び中学校 1 年生における 1 クラスあたり 35 人を超える学校一覧

(平成 31 年 4 月 5 日想定)

学校名	小学校 3 年生		
	児童数計	標準学級数	1 学級あたり 平均児童数
1 西有馬小	160	4	40.0
2 百合丘小	159	4	39.8
3 苜宿小	79	2	39.5
4 下小田中小	158	4	39.5
5 土橋小	158	4	39.5
6 生田小	79	2	39.5
7 千代ヶ丘小	79	2	39.5
8 野川小	118	3	39.3
9 南加瀬小	78	2	39.0
10 小田小	116	3	38.7
11 幸町小	115	3	38.3
12 久本小	153	4	38.3
13 鷺沼小	153	4	38.3
14 南百合丘小	153	4	38.3
15 古市場小	76	2	38.0
16 菅小	114	3	38.0
17 大師小	113	3	37.7
18 川中島小	113	3	37.7
19 新作小	75	2	37.5
20 梶ヶ谷小	150	4	37.5
21 はるひ野小	187	5	37.4
22 渡田小	148	4	37.0
23 新城小	111	3	37.0
24 東門前小	184	5	36.8
25 宮崎小	184	5	36.8
26 南河原小	73	2	36.5
27 西丸子小	73	2	36.5
28 坂戸小	109	3	36.3
29 栗木台小	109	3	36.3
30 下沼部小	181	5	36.2
31 日吉小	180	5	36.0
32 犬蔵小	180	5	36.0
33 岡上小	36	1	36.0
34 古川小	179	5	35.8
35 久末小	142	4	35.5
36 富士見台小	177	5	35.4

学校名	中学校 1 年生		
	生徒数計	標準学級数	1 学級あたり 平均生徒数
1 川崎高附属中	120	3	40.0
※ 2 御幸中	319	8	39.9
3 南加瀬中	199	5	39.8
※ 4 東橋中	318	8	39.8
5 住吉中	118	3	39.3
6 柿生中	157	4	39.3
7 生田中	196	5	39.2
8 中原中	117	3	39.0
9 長沢中	156	4	39.0
10 野川中	233	6	38.8
11 今井中	155	4	38.8
12 稲田中	308	8	38.5
13 日吉中	115	3	38.3
14 西高津中	306	8	38.3
15 橋中	305	8	38.1
16 南河原中	114	3	38.0
17 塚越中	227	6	37.8
18 はるひ野中	151	4	37.8
19 枅形中	113	3	37.7
20 宮内中	226	6	37.7
21 有馬中	260	7	37.1
22 大師中	222	6	37.0
23 南生田中	147	4	36.8
24 平間中	147	4	36.8
25 宮崎中	365	10	36.5
26 西中原中	401	11	36.5
27 白鳥中	218	6	36.3
28 西生田中	145	4	36.3
29 宮前平中	362	10	36.2
30 中野島中	217	6	36.2
31 富士見中	250	7	35.7
32 川中島中	213	6	35.5
33 向丘中	212	6	35.3
34 田島中	106	3	35.3
35 臨港中	141	4	35.3

※ 御幸中と東橋中については、35人以下に学級編制を行うと2学級増える。

小学校 3 年生及び中学校 1 年生で 3 5 人以下学級を実施した場合に必要な費用

1 人件費試算

学級増に伴う学級担任に必要な人件費

	40 人 編制	35 人 編制	学級増	費用 (千円) 人数×単価
小学校 3 年生	360	396	36	213,012
中学校 1 年生	264	301	37	218,929
計	624	697	73	431, 941

※ 学級担任に必要な人件費の積算であり、級外教諭や中学校の教科担任の増加分は含めていない。

※ **教諭一人当たりの人件費**

義務教育諸学校教育職給料表 2 級の給与（給料月額＋教職調整額＋地域手当）の支給総額÷対象者数（正規＋臨任）×16.45 月

$$(1,314,422,909 \text{ 円} + 51,059,419 \text{ 円} + 221,325,384 \text{ 円}) \div 4,412 \text{ 人} \times 16.45 \text{ 月} = 5,917 \text{ 千円}$$

※ 上記人件費には、その他の手当（住居手当、扶養手当、通勤手当等）、社会保険料の事業主負担分等は含めていない。

2 教室等整備費試算

学級増に伴い教室不足が生じる学校の増築工事費

	不足する 教室数	費用 (千円) 教室数×単価	備 考
小学校	12	1,289,520	渡田小、古市場小、下小田中小、新作小、坂戸小、久本小、梶ヶ谷小、宮崎小、鷺沼小、百合丘小、南百合丘小、岡上小
中学校	13	1,396,980	大師中、田島中、附属中、塚越中、平間中、住吉中、今井中、宮内中、東橋中、西高津中、宮崎中、宮前平中、長沢中
計	25	2, 686, 500	

※ **1 教室あたりの工事費**

過去 5 年間で普通教室のみを増築工事した学校（3 校）の実績から算出

$$(\text{末長小} @ 107,236 \text{ 千円} + \text{西梶ヶ谷小} @ 115,623 \text{ 千円} + \text{塚越中} @ 99,521 \text{ 千円}) \div 3 \text{ 校} = 107, 460 \text{ 千円}$$

※ 上記工事費には、設計費、工事監理費等は含めていない。

平成30年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概 要
北海道	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
青森県	小	1~4年		学年2学級以上の学校で33人以下学級
	中	1年		
岩手県	小	3~5年	○	35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年		35人以下学級
宮城県	中	1年		35人以下学級
秋田県	小	1~6年		学年2学級以上の学校で30人程度学級
	中	1~3年		学年2学級以上の学校で30人程度学級
山形県	小	1年		学年2学級以上の学校で33人以下学級(市町村教委からの要望)
		2年		学年2学級以上の学校で33人学級(市町村教委からの要望)
		3~6年		学年2学級以上の学校で33人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年		
福島県	小	1・2年	○	30人以下学級(30人での学級編制を可能とする定数を措置。30人以上であっても(小1は35人以下、小2は40人以下)、市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)
		3~6年	○	30人程度学級(33人での学級編制を可能とする定数を措置。市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)
	中	1年	○	30人以下学級(30人での学級編制を可能とする定数を措置。30人以上であっても(40人以下の範囲で)、市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)
		2・3年	○	30人程度学級(33人での学級編制を可能とする定数を措置。市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)
茨城県	小	3~6年		児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
	中	1~3年		
栃木県	小	3・4年		35人以下学級
	中	全学年		
群馬県	小	1・2年		30人以下学級
		3・4年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
埼玉県	中	1年	○	生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)
千葉県	小	3年	○	35人以下学級(市町村教委からの要望)
		4~6年	○	38人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	○	35人以下学級(市町村教委からの要望)
		2・3年	○	38人以下学級(市町村教委からの要望)
東京都	中	1年	○	学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択
神奈川県	小	3~6年	○	研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象、市町村教委からの要望)
中	全学年	○		
新潟県	小	1・2年		32人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も含む)
		3~6年		35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)
	中	全学年		35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)
富山県	小	3・4年	○	学校の実情に応じて、35人以下学級または少人数指導を選択
	中	1年	○	35人以下学級又は少人数指導を、市町村教委が校長の意見を聞き選択
石川県	小	3・4年	○	35人以下学級(学校長の判断により少人数授業との選択)
	中	1年	○	

自治体名	校種	学年	選択制	概要
福井県	小	3・4年	○	35人以下学級
		5・6年		36人以下学級
	中	1年		30人以下学級
		2・3年		32人以下学級
山梨県	小	1年	○	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
		2年		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
		3～6年		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1～3年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
長野県	小	3～6年		35人以下学級
	中	全学年		35人以下学級
岐阜県	小	3年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
静岡県	小	3～6年	○	35人以下学級 学校が少人数指導を選択することも可能
	中	全学年	○	35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定) 学校が少人数指導を選択することも可能
愛知県	中	1年		35人以下学級
三重県	小	1年	○	30人以下学級下限25人
		2年		30人以下学級下限25人、ただし、学年1～2学級の36人以上学級は解消
	中	1年		35人以下学級下限25人
滋賀県	小	3年	○	35人以下学級
		4～6年		児童の実態や教育課題を考慮し、少人数指導または35人以下学級を選択
	中	1年		35人以下学級
		2・3年		生徒の実態や教育課題を考慮し、少人数指導または35人以下学級を選択
京都府	小	3～6年	○	30人程度の学級編制が可能となる定数を措置
	中	全学年	○	35人を超える学級規模の解消が可能となる定数を措置
大阪府				
兵庫県	小	3・4年	○	研究指定校において35人以下学級(市町教委からの要望)
奈良県	小・中	全学年	○	30人を超える学級で少人数学級編制を研究指定校として実施(市町村教委からの要望)
和歌山県	小	3～6年		研究指定校において35人以下学級。但し、学年2学級以下の場合は38人以下学級
	中	全学年		研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年		30人以下学級
		3～6年		35人以下学級
	中	1年		33人以下学級
		2・3年		35人以下学級
島根県	小	1・2年	○	1学級当たり児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
		3～6年		1学級当たり児童数が35人を超える学校で35人以下学級
	中	全学年		1学級当たり生徒数が35人を超える学校で35人以下学級
岡山県	小	3～6年	○	研究指定校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年	○	研究指定校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
広島県				
山口県	小	1年		学年4学級以上・1学級当たりの児童数が30人を超える学校のうち、特に必要があると認められる学校で30人以下学級
		3～6年		
	中	全学年		35人以下学級
徳島県	小	3～6年		35人以下学級
		1年		
	中	2・3年		研究指定校で35人以下学級

自治体名	校種	学年	選択制	概要
香川県	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年		
	小	5・6年		1学級平均35人を超える学校で35人以下学級（市町教委からの要望）
	中	2・3年		
愛媛県	小	3・4年		35人以下学級
		5・6年		児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
	中	全学年		生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小	1～4年		少人数学級を実施（小1・2は30人以下学級、小3・4は35人以下学級、中1は30人以下学級、市町村教委からの要望）
	中	1年		
福岡県	小	3～6年		研究指定校において35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	全学年		
佐賀県	中	1年	○	35人以下学級又はT・Tを市町教委が選択
長崎県	小	1年	○	30人以下学級（教室不足等により実施できない場合を除く）
		6年		35人以下学級（教室不足等により実施できない場合を除く）
	中	1年		
熊本県				
大分県	小	1年		30人以下学級（18人下限）
		2年		30人以下学級（20人下限）
	中	1年		
宮崎県	小	1・2年		学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年		35人以下学級
鹿児島県	小	1・2年		学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年		生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級
沖縄県	小	1・2年		研究指定校において30人以下学級（下限25人）
		3～6年		研究指定校において35人以下学級
	中	1年		研究指定校において35人以下学級
札幌市	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級
仙台市	中	1・2年		35人以下学級
さいたま市	中	1年		生徒数38人を超える学級を有する学校のうち研究指定校において38人以下学級
千葉市	小	3・4年	○	35人以下学級
		5・6年	○	38人以下学級
	中	全学年	○	38人以下学級
川崎市	小	3～6年	○	研究指定校による35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
横浜市	小	3～6年	○	研究指定校による35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
相模原市	小	3～6年	○	研究指定校による35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
新潟市	小	1・2年		32人以下学級
		3・4年		32人以下学級（1学級の人数の下限を23人に設定）
		5・6年		35人以下学級（1学級の人数の下限を25人に設定）
	中	全学年		35人以下学級（1学級の人数の下限を25人に設定）
静岡市	小	3～6年	○	35人以下学級（1学級の人数の下限を25人に設定） 学校が少人数指導を選択することも可能
	中	全学年	○	35人以下学級（1学級の人数の下限を25人に設定） 学校が少人数指導を選択することも可能

自治体名	校種	学年	選択制	概要
浜松市	小	1・2年		30人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)学校の実情に応じて少人数指導の実施もある。
		3～6年	○	35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)学校が少人数指導を選択することも可能
	中	全学年	○	35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)学校が少人数指導を選択することも可能
名古屋市	小	1・2年		30人以下学級
	中	1年		35人以下学級
京都市	小	3～6年		30人程度の学級編制が可能となる定数を措置
		3年		30人以下学級
	中	全学年		35人を超える学級規模の解消が可能となる定数を措置
大阪市				
堺市	小	3～6年	○	1学級の平均児童数が38人を超える学年で、38人以下学級または少人数指導を学校長が選択
神戸市	小	3・4年	○	研究指定校において35人以下学級
岡山市	小	3～6年	○	研究指定校で35人以下学級
	中	全学年	○	研究指定校で35人以下学級
広島市	小	3～6年	○	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学年で35人以下学級、該当学年において少人数指導を希望できるが、決定は教育委員会が行う
	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級、該当学年において少人数指導を希望できるが、決定は教育委員会が行う
北九州市	小	3年		35人以下学級
	中	1年		
	小	4～6年	○	35人以下学級
	中	2・3年		
福岡市	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年	○	学校選択制により35人以下学級を実施
熊本市	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級

注1)「選択制」欄は、市町村の判断で、少人数学級又は少人数指導等の選択的な実施を認めている都道府県。

注2)「研究指定校」における実施は、国の加配定数を活用して少人数学級を実施している場合のうち、一部の学校を対象として実施している場合。

政令指定都市における児童生徒数の推移

小学校(普通級児童数)													3年生の 35人以 下学級
政令市名	26	27		28		29		30					
	児童数	児童数	前年比	児童数	前年比	児童数	前年比	児童数	前年比	H26比(数)	H26比(%)		
1 札幌市	87,954	87,686	▲ 268	87,469	▲ 217	87,864	395	88,035	171	81	100.1%	×	
2 仙台市	52,961	51,845	▲ 1,116	51,498	▲ 347	51,697	199	51,664	▲ 33	▲ 1,297	97.6%	×	
3 さいたま市	65,681	65,775	94	66,438	663	66,642	204	67,062	420	1,381	102.1%	×	
4 千葉市	49,826	49,826	0	48,624	▲ 1,202	47,853	▲ 771	47,495	▲ 358	▲ 2,331	95.3%	△	
5 横浜市	179,697	178,504	▲ 1,193	176,856	▲ 1,648	176,161	▲ 695	175,559	▲ 602	▲ 4,138	97.7%	研	
6 川崎市	69,996	70,324	328	70,722	398	71,328	606	72,030	702	2,034	102.9%	研	
7 相模原市	35,460	35,348	▲ 112	35,332	▲ 16	35,118	▲ 214	34,727	▲ 391	▲ 733	97.9%	研	
8 新潟市	39,205	38,951	▲ 254	38,548	▲ 403	38,300	▲ 248	38,024	▲ 276	▲ 1,181	97.0%	○	
9 静岡市	33,750	33,145	▲ 605	32,664	▲ 481	32,281	▲ 383	32,143	▲ 138	▲ 1,607	95.2%	△	
10 浜松市	43,374	42,992	▲ 382	42,432	▲ 560	42,115	▲ 317	41,973	▲ 142	▲ 1,401	96.8%	△	
11 名古屋市	109,559	109,444	▲ 115	109,638	194	110,291	653	110,549	258	990	100.9%	×	
12 京都市	63,169	62,623	▲ 546	62,108	▲ 515	61,845	▲ 263	61,632	▲ 213	▲ 1,537	97.6%	○	
13 大阪市	109,718	108,948	▲ 770	108,022	▲ 926	107,991	▲ 31	108,391	400	▲ 1,327	98.8%	×	
14 堺市	44,972	44,462	▲ 510	43,874	▲ 588	43,186	▲ 688	42,511	▲ 675	▲ 2,461	94.5%	×	
15 神戸市	76,028	75,396	▲ 632	74,329	▲ 1,067	74,626	297	74,448	▲ 178	▲ 1,580	97.9%	研	
16 岡山市	36,638	36,293	▲ 345	35,997	▲ 296	35,739	▲ 258	35,490	▲ 249	▲ 1,148	96.9%	研	
17 広島市	64,152	63,910	▲ 242	63,778	▲ 132	64,066	288	64,193	127	41	100.1%	△	
18 北九州市	47,501	47,095	▲ 406	46,795	▲ 300	46,403	▲ 392	46,217	▲ 186	▲ 1,284	97.3%	○	
19 福岡市	75,532	76,179	647	77,216	1,037	78,440	1,224	79,821	1,381	4,289	105.7%	○	
20 熊本市	39,984	39,764	▲ 220	39,128	▲ 636	39,577	449	39,836	259	▲ 148	99.6%	○	

中学校(普通級生徒数)													1年生の 35人以 下学級
政令市名	26	27		28		29		30					
	生徒数	生徒数	前年比	生徒数	前年比	生徒数	前年比	生徒数	前年比	H26比(数)	H26比(%)		
1 札幌市	44,132	43,988	▲ 144	43,897	▲ 91	43,452	▲ 445	42,541	▲ 911	▲ 1,591	96.4%	○	
2 仙台市	26,026	25,732	▲ 294	25,397	▲ 335	24,767	▲ 630	24,182	▲ 585	▲ 1,844	92.9%	○	
3 さいたま市	31,745	31,605	▲ 140	31,239	▲ 366	31,005	▲ 234	30,496	▲ 509	▲ 1,249	96.1%	×	
4 千葉市	24,125	24,159	34	23,926	▲ 233	23,625	▲ 301	23,015	▲ 610	▲ 1,110	95.4%	×	
5 横浜市	79,624	79,282	▲ 342	78,637	▲ 645	77,281	▲ 1,356	75,590	▲ 1,691	▲ 4,034	94.9%	研	
6 川崎市	28,179	28,674	495	28,570	▲ 104	28,571	1	28,240	▲ 331	61	100.2%	研	
7 相模原市	17,555	17,215	▲ 340	16,873	▲ 342	16,489	▲ 384	16,342	▲ 147	▲ 1,213	93.1%	研	
8 新潟市	19,992	19,529	▲ 463	19,188	▲ 341	18,687	▲ 501	18,474	▲ 213	▲ 1,518	92.4%	○	
9 静岡市	16,401	16,156	▲ 245	15,747	▲ 409	15,465	▲ 282	14,750	▲ 715	▲ 1,651	89.9%	△	
10 浜松市	20,727	20,676	▲ 51	20,557	▲ 119	20,304	▲ 253	19,795	▲ 509	▲ 932	95.5%	△	
11 名古屋市	51,458	50,753	▲ 705	49,939	▲ 814	49,336	▲ 603	48,597	▲ 739	▲ 2,861	94.4%	○	
12 京都市	30,566	29,970	▲ 596	29,184	▲ 786	28,482	▲ 702	27,866	▲ 616	▲ 2,700	91.2%	○	
13 大阪市	54,416	53,251	▲ 1,165	52,109	▲ 1,142	50,428	▲ 1,681	48,819	▲ 1,609	▲ 5,597	89.7%	×	
14 堺市	21,811	21,836	25	21,557	▲ 279	21,126	▲ 431	20,558	▲ 568	▲ 1,253	94.3%	×	
15 神戸市	35,894	35,659	▲ 235	34,984	▲ 675	34,737	▲ 247	33,970	▲ 767	▲ 1,924	94.6%	×	
16 岡山市	17,871	17,777	▲ 94	17,457	▲ 320	17,163	▲ 294	16,767	▲ 396	▲ 1,104	93.8%	研	
17 広島市	28,554	28,470	▲ 84	28,335	▲ 135	27,972	▲ 363	27,507	▲ 465	▲ 1,047	96.3%	△	
18 北九州市	23,567	22,918	▲ 649	22,780	▲ 138	22,215	▲ 565	21,706	▲ 509	▲ 1,861	92.1%	○	
19 福岡市	35,589	35,589	0	35,474	▲ 115	35,097	▲ 377	34,507	▲ 590	▲ 1,082	97.0%	△	
20 熊本市	19,907	19,834	▲ 73	19,367	▲ 467	19,024	▲ 343	18,441	▲ 583	▲ 1,466	92.6%	○	

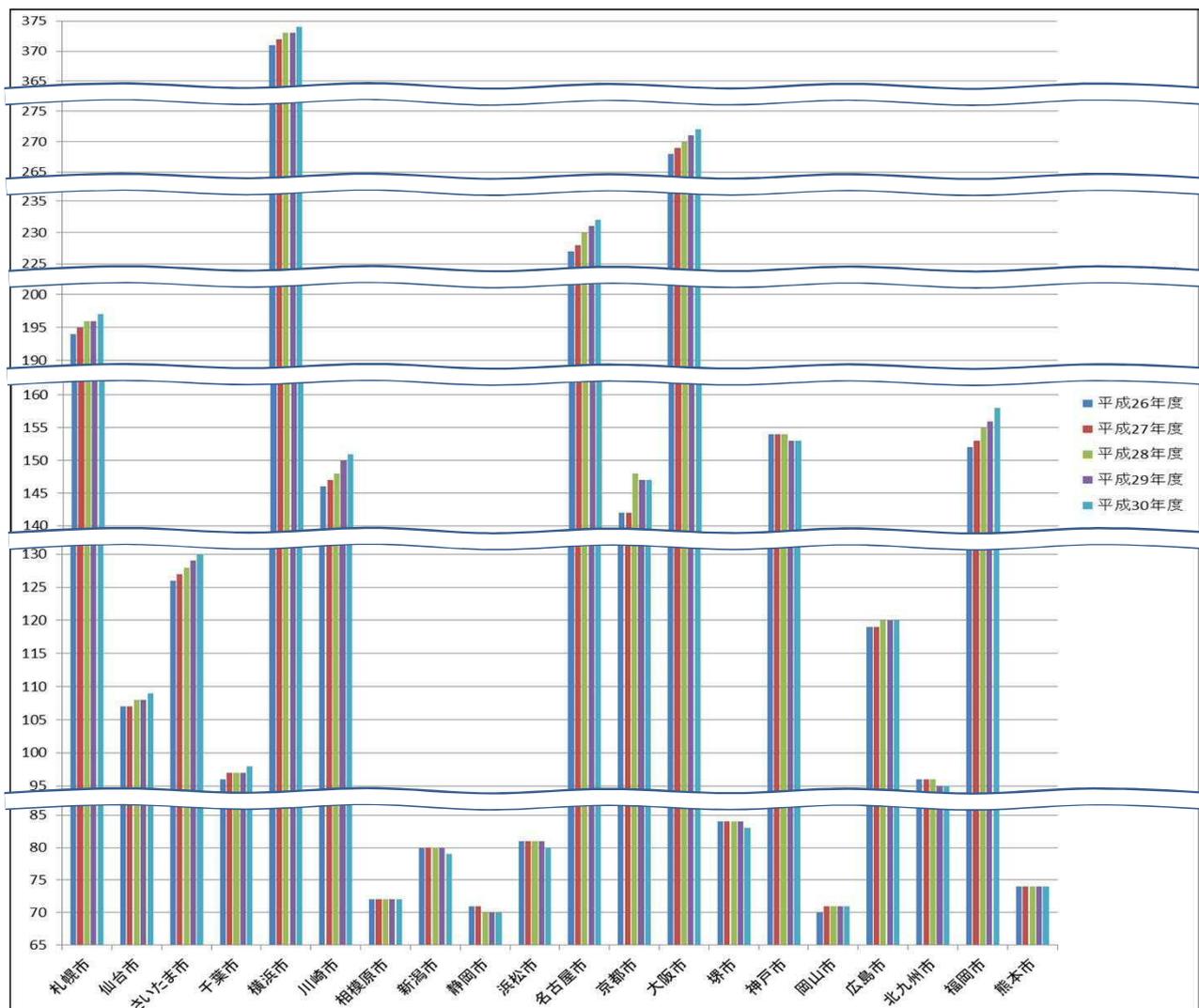
※○は35人以下学級を実施、△は選択制による実施、研は研究指定による実施、×実施なし

政令指定都市における人口の推移

人口 (人)

	政令市名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度			
		人口	人口	前年比	人口	前年比	人口	前年比	人口	前年比	H26比(数)	H26比(%)	
1	札幌市	1,943,218	1,949,814	6,596	1,956,512	6,698	1,961,473	4,961	1,965,343	3,870	22,125	101.1%	
2	仙台市	1,070,757	1,074,495	3,738	1,083,420	8,925	1,084,616	1,196	1,087,246	2,630	16,489	101.5%	
3	さいたま市	1,257,720	1,265,570	7,850	1,275,906	10,336	1,287,188	11,282	1,296,668	9,480	38,948	103.1%	
4	千葉市	964,925	967,679	2,754	973,378	5,699	974,759	1,381	976,743	1,984	11,818	101.2%	
5	横浜市	3,708,122	3,718,913	10,791	3,730,706	11,793	3,733,807	3,101	3,739,030	5,223	30,908	100.8%	
6	川崎市	1,457,315	1,470,367	13,052	1,484,721	14,354	1,500,050	15,329	1,513,757	13,707	56,442	103.9%	
7	相模原市	722,375	723,573	1,198	722,073	▲ 1,500	721,849	▲ 224	723,292	1,443	917	100.1%	
8	新潟市	804,838	803,177	▲ 1,661	800,986	▲ 2,191	798,065	▲ 2,921	794,459	▲ 3,606	▲ 10,379	98.7%	
9	静岡市	710,279	707,207	▲ 3,072	704,013	▲ 3,194	699,658	▲ 4,355	696,523	▲ 3,135	▲ 13,756	98.1%	
10	浜松市	810,964	809,232	▲ 1,732	807,739	▲ 1,493	806,488	▲ 1,251	804,968	▲ 1,520	▲ 5,996	99.3%	
11	名古屋市	2,273,947	2,280,415	6,468	2,300,706	20,291	2,309,753	9,047	2,318,084	8,331	44,137	101.9%	
12	京都市	1,419,083	1,417,737	▲ 1,346	1,475,738	58,001	1,473,110	▲ 2,628	1,471,237	▲ 1,873	52,154	103.7%	
13	大阪市	2,678,793	2,687,018	8,225	2,699,164	12,146	2,709,167	10,003	2,721,728	12,561	42,935	101.6%	
14	堺市	840,158	838,541	▲ 1,617	837,733	▲ 808	835,351	▲ 2,382	831,726	▲ 3,625	▲ 8,432	99.0%	
15	神戸市	1,538,667	1,536,499	▲ 2,168	1,537,576	1,077	1,534,061	▲ 3,515	1,530,368	▲ 3,693	▲ 8,299	99.5%	
16	岡山市	704,485	706,213	1,728	707,908	1,695	708,401	493	708,485	84	4,000	100.6%	
17	広島市	1,188,910	1,192,216	3,306	1,195,131	2,915	1,197,655	2,524	1,198,701	1,046	9,791	100.8%	
18	北九州市	964,700	959,325	▲ 5,375	957,739	▲ 1,586	952,129	▲ 5,610	947,234	▲ 4,895	▲ 17,466	98.2%	
19	福岡市	1,519,027	1,533,002	13,975	1,548,739	15,737	1,562,568	13,829	1,575,402	12,834	56,375	103.7%	
20	熊本市	739,445	739,638	193	740,355	717	738,827	▲ 1,528	739,393	566	▲ 52	100.0%	

※各数値は5月1日時点のものを記載。
ただし、京都市のH26・H27は4月1日時点の数値、岡山市は4月末時点の数値を記載



平成 3 1 年度

国の予算編成に対する要請書

(文 部 科 学 省)

平成 3 0 年 6 月

川 崎 市

教職員定数の改善等について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 いじめ等の課題など教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、義務標準法の改正による35人以下学級を実現すること。
- 2 いじめ・不登校等への早期発見・早期対応や子どもたちが抱えるさまざまな課題の解決に資するため、児童支援を専任する教員を定数として措置すること。

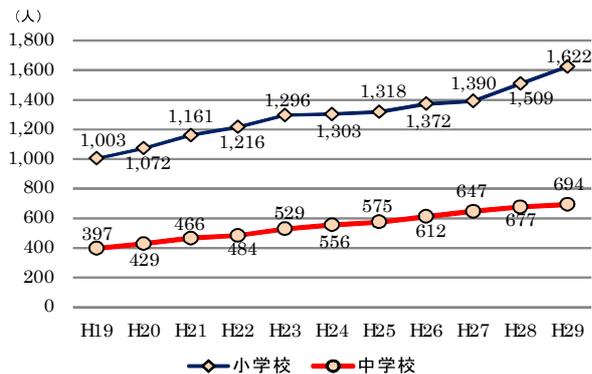
■ 要請の背景

- 学校現場では、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加や通常の学級における発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな課題が存在しており、教育的ニーズのある子どもが増加し、また、教員の長時間勤務が指摘される中、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、さまざまな教育課題への対応が求められています。本市では、きめ細やかな指導の実現のため、各学校が実情に応じて指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなど、一部の学校で小学校3年生以上の35人以下学級を実施していますが、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっております。
- また、本市では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、全小学校で児童支援コーディネーターを専任化していますが、児童支援コーディネーターの定数を全小学校に配置するのは困難であり、多くの小学校では、児童支援業務に専念できるよう、担当授業時間数を軽減するための非常勤講師を配置している状況です。
- 国においては、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するため、義務標準法の改正による35人以下学級の実現を小学校6学年及び中学校まで順次進めるとともに、

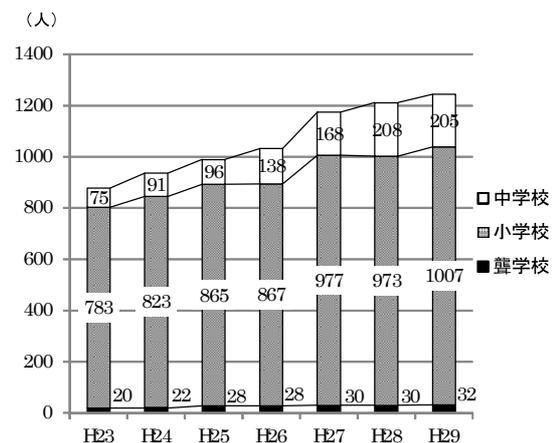
児童が抱える諸問題に適切に対応するため、児童支援を専任する教員の定数措置を図るよう要請します。

■ 現状

■特別支援学級在籍者数の推移



■通級指導教室利用者数の推移

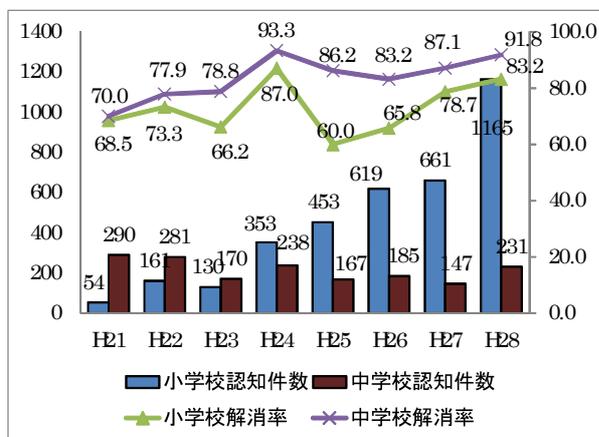


■ 効果等

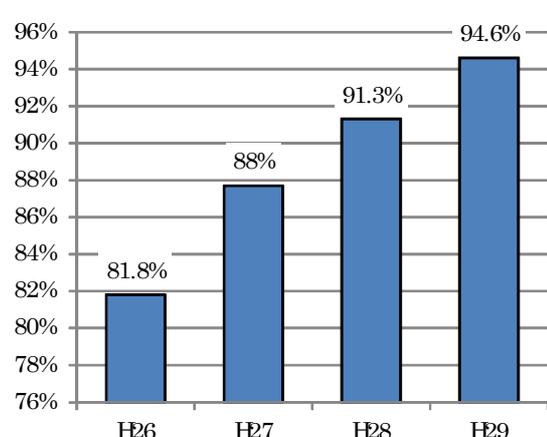
- 平成26年度から児童支援コーディネーターを専任化し、丁寧な見取りによりいじめの認知件数が増加するとともに、解消率については、改善傾向にあります。

また、児童支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築を促進したことにより、支援の必要な児童の課題改善率も上昇しています。

■いじめ認知件数及び解消率



■支援の必要な児童の課題改善率



この要請文の担当課／教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368

要 望 書

平成 3 0 年 7 月

指定都市教育委員会協議会

1 教職員配置の充実改善

学校教育の一層の充実を図るため、大都市における特有の事情を御勘案のうえ、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 義務教育費国庫負担制度の在り方

義務教育費国庫負担制度については、公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える重要な事項であることを十分に踏まえ、地域の実情に応じたより効果的な教育が開けるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講じられたい。

(2) 教職員定数の更なる改善

いじめ等の課題や基礎学力の向上など個に応じたきめ細かな指導を実現し、小中一貫教育の推進等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。小学校第2学年での35人学級の法制化に向けた検討という動きはあるものの、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第19号）附則第2項の規定に基づき、小学校第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準の改定を順次進められたい。

また、インクルーシブ教育システムを推進する観点から通常学級において、特別支援学級の児童・生徒が学ぶ機会が飛躍的に増加しており、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童・生徒を加えて学級編制されたい。

なお、その際、次に掲げる定数措置等を実施されたい。

ア 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置状況改善のための、国における配当基準の明確化及び定数化

イ 学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の充実及びいじめ・不登校への早期対応をはじめ、児童生徒が抱える諸問題の解決に資するための、児童生徒の指導を専任する教員の各学校1名の加配定数の確保

- ウ 小学校における教科担任制の導入・専科教員による指導の充実や各都市で行われている少人数学級編制を更に充実するための加配定数の確保
- エ 小学校英語の教科化及び外国語教育の充実にむけた小学校英語専科教員の加配定数の拡充及び定数措置基準（24コマで1人）の緩和並びに英語専科教員の英語力の要件の緩和
- オ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導等を行うための指導方法工夫改善加配の基礎定数化の拡充
- カ 特別支援教育コーディネーターの専任化を進め、教育的ニーズのある全ての児童生徒への早期対応や、教育相談・療育機関等の関係諸機関と適切に連絡・調整するなどの包括的な対応により、総合的に特別支援教育を充実するための、各学校1名の加配定数の確保
- キ 授業時間数が増加したことに対応するための定数の改善
- ク 初任者研修指導教員の定数措置の改善（本来の基準である初任者4名につき指導教員1名の割合での定数措置）や教育センター等における研修定数の拡充、養護教諭等の増員、栄養教諭及び学校栄養職員のより一層の定数改善
- ケ 小中一貫教育の利点を活かした教育活動が可能となるよう、義務教育学校や中学校併設型小学校・小学校併設型中学校はもとより、小中一貫教育に取り組むその他の学校に対しても、教職員定数の加配措置及び外国語をはじめとする小学校高学年における専科教育の充実や、小・中学校両教育課程に携わる教員の負担軽減等のための標準法改正を含めた教職員定数の確保
- コ 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校において、児童生徒にきめ細かな指導を行うための加配教員の確保
- サ 学校事務職員が学校における総務・財務等の専門性等を活かし、管理職を補佐して学校運営に関わることができるようにするための定数措置の一層の充実
- シ 基礎定数化された通級指導担当教員や日本語指導担当教員、初任者研修担当教員の定数積算に係る対象要件の緩和や配当基準の改善

ス 大量退職・大量採用が続く中、出産休暇・育児休業取得者（育児短時間勤務者含む）や介護への配慮が必要な教職員や再任用教職員が増加傾向であることを踏まえた、働きやすい環境づくりを進めるための定数の改善。特に、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも国庫負担の対象とすること。

セ 夜間中学における教職員定数の確保

（３）教員の給与改善

教育水準の維持向上には、優れた教員の確保が不可欠であること、また、教員の大量退職により教員の確保が一層困難になること、更に、優秀な人材が必要な数だけ確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くこと等を踏まえ、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度を至急確立されたい。

教職調整額の見直しにあたっては、実態に即した制度設計と確実な財政措置を講じられたい。

また、教員の給与水準は、給与負担等の指定都市への移譲に伴い、各指定都市が決定することとなったが、教員の給与制度の根幹については、法定されているところである。今後更なる教員の給与制度の改善に向け、教育の機会均等と教育水準の維持向上の観点から、次の事項に配慮しつつ、一定の指標ないし基準を策定されたい。

ア 管理職手当の改善

イ 教員特殊業務手当の改善

特に、児童又は生徒に対する緊急の補導業務及び児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務に係る手当の支給要件の緩和

ウ 給料月額の改善

（４）県費負担教職員の給与負担等の移譲後における財政措置

平成 29 年 4 月から県費負担教職員の給与負担等が道府県から指定都市へ移譲されたところである。

移譲に伴い新たに発生した人事・給与事務等について、引き続き現行の教育水準を安定的に維持するために、必要な体制の

整備・確保に要する財政需要があることから、国庫負担を行った上で、各都市の実情を考慮し、必要に応じて財政措置を講じられたい。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

外国人児童生徒等の学校・社会への適応を促進し、その能力・特性を保持・伸長するための実情に応じるためにも、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実並びに基礎定数化に伴う対象要件の緩和及び配当基準の改善を図られたい。また、教員研修の充実も図られたい。

また、外国人児童生徒等に対する日本語指導を一層充実させるため、地域の実情に応じ、必要とされる補助教員、学習支援員等の配置について適切な財政措置を講じられたい。

さらに、日本語や日本の文化が十分に理解できていない外国人児童生徒等には、日本の学校生活への不適合や進路面での困難などが生じることから、外国の言語や文化的な背景を理解できる専門家を養成する仕組みの構築を図られたい。

(6) 障害のある教員への指導時数等軽減措置の制度化及び法定雇用率の達成に向けた体制づくり

障害のある教員に対し、必要に応じて指導時数等の軽減が図られるよう、財政措置を講じられたい。

また、法定雇用率の達成に向けた体制づくりが図られるよう、教職員定数の確保を講じられたい。

(7) 補習等のための指導員等派遣事業

教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）について、国庫補助率の嵩上げを図られるとともに、民間事業者を活用した人員配置及び指導員の研修やコーディネーターの配置に係る経費についても補助対象となるよう、更なる財政措置の拡充を図られたい。

平成 31 年 度
国の施策及び予算に関する提案

平成 30 年 7 月

指 定 都 市

8 学校・幼稚園における働き方改革の推進

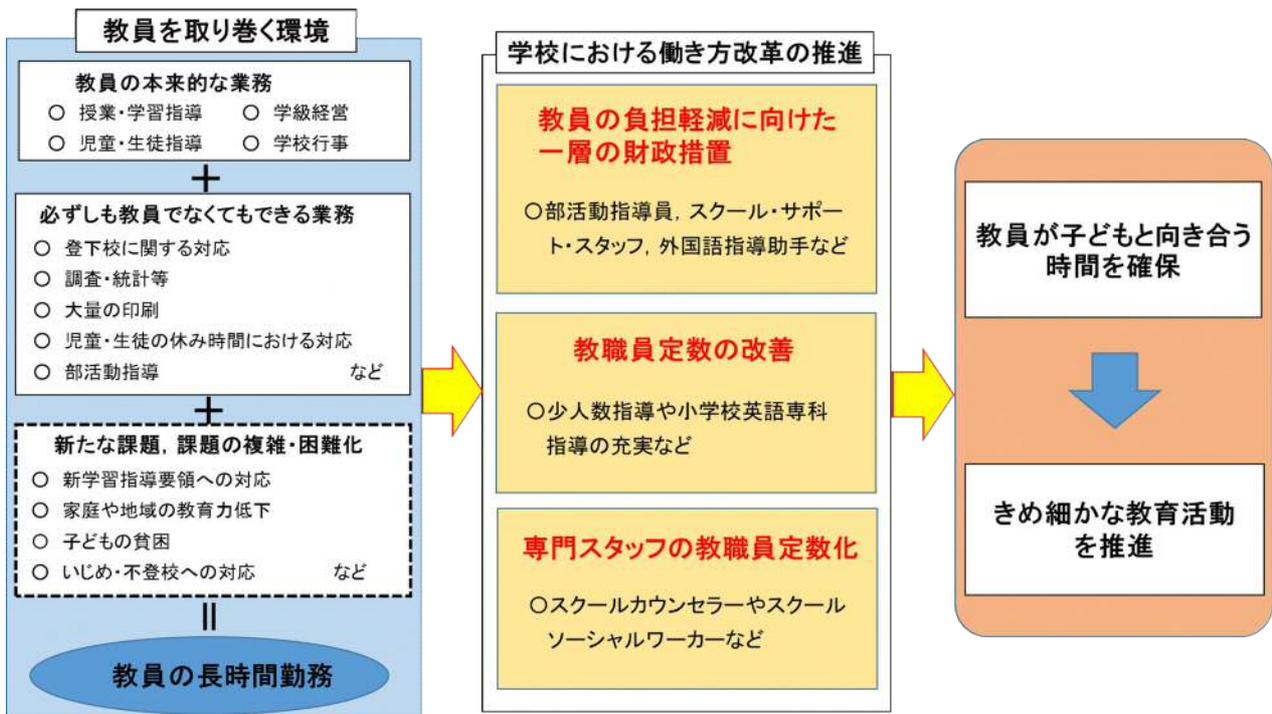
学校・幼稚園における働き方改革を推進するため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、配置の拡大や補助基準額の引上げ、補助要件の緩和など、より一層の財政措置を講ずること。

また、更なる教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。

学校・幼稚園が抱える課題がより複雑・困難化する中で、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細かな教育活動を進めるためには、学校・幼稚園における働き方改革を推進する必要がある。

そのため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、外国語指導助手等の人的配置など教員の負担軽減のための施策について、都市部の実態を踏まえた補助基準額の引上げや、人材派遣を活用した事業等を補助対象に加えるなど、より一層の財政措置を講ずべきである。

また、少人数指導や小学校高学年での専科指導の充実及び加配教員の要件緩和など更なる教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けるべきである。



栄養教諭及び学校栄養職員について

■ 定数について

義務標準法では、義務教育水準の維持向上のため、学級規模と教職員配置の適正化を図ることを目指して、学級編制と教職員定数の標準について必要な事項を定めている。

● 義務標準法の栄養教諭及び学校栄養職員定数

第 8 条の 2

学校給食 単独実施校	児童又は生徒の数が	550 人以上の学校数	×	1
		549 人以下の学校数	×	1/4
共同調理場	児童及び生徒の数が	1500 人以下	×	1
		1501 人～6000 人	×	2
		6001 人以上	×	3

第 13 条の 2

特別支援 学校	学校給食を実施する学校の数	×	1
------------	---------------	---	---

● 本市の栄養教諭及び学校栄養職員の配置状況（平成 30 年度）

	栄養教諭	学校栄養職員	計
小学校	18 人	60 人	78 人
中学校	3 人	1 人	4 人
特別支援学校		4 人	4 人
学校給食センター	6 人	5 人	11 人

■ 全小・中学校配置に必要な費用

● 人件費試算

（平成 31 年 4 月 5 日想定）

	学校数	配置数	不足数	費用（人数×単価）
小学校	114 校	79 人	35 人	152,810 千円
中学校	52 校	4 人	48 人	209,568 千円
計	166 校	83 人	83 人	362,378 千円

※ 学校栄養職員一人当たりの人件費

学校栄養職員の給与（給料月額＋地域手当）の支給総額÷対象者数（正規＋臨任）
×16.45 月

（16,004,200 円＋2,572,497 円）÷70 人×16.45 月≒4,366 千円

※ 上記人件費には、その他の手当（住居手当、扶養手当、通勤手当等）、社会保険料の事業主負担分等は含めていない。

政令指定都市学校栄養職員等配置状況

都市名	校種	学校数	配置数	配置率	都市名	校種	学校数	配置数	配置率
札幌市	小学校	201	120	59.7%	名古屋市	小学校	261	110	42.1%
	中学校	98	59	60.2%		中学校	110	3	2.7%
	計	299	179	59.9%		計	371	113	30.5%
仙台市	小学校	120	70	58.3%	京都市	小学校	165	81	49.1%
	中学校	64	12	18.8%		中学校	73	0	0.0%
	計	184	82	44.6%		計	238	81	34.0%
さいたま市	小学校	103	103	100.0%	大阪市	小学校	289	143	49.5%
	中学校	57	55	96.5%		中学校	130	7	5.4%
	計	160	158	98.8%		計	419	150	35.8%
千葉市	小学校	111	111	100.0%	堺市	小学校	92	46	50.0%
	中学校	55	0	0.0%		中学校	43	3	7.0%
	計	166	111	66.9%		計	135	49	36.3%
川崎市	小学校	113	78	69.0%	神戸市	小学校	164	70	42.7%
	中学校	52	4	7.7%		中学校	82	0	0.0%
	計	165	82	49.7%		計	82	70	85.4%
横浜市	小学校	341	198	58.1%	岡山市	小学校	89	62	69.7%
	中学校	147	0	0.0%		中学校	38	24	63.2%
	計	488	198	40.6%		計	127	86	67.7%
相模原市	小学校	72	54	75.0%	広島市	小学校	142	59	41.5%
	中学校	37	0	0.0%		中学校	64	5	7.8%
	計	109	54	49.5%		計	206	64	31.1%
新潟市	小学校	106	38	35.8%	北九州市	小学校	131	87	66.4%
	中学校	56	4	7.1%		中学校	62	0	0.0%
	計	162	42	25.9%		計	193	87	45.1%
静岡市	小学校	86	15	17.4%	福岡市	小学校	144	60	41.7%
	中学校	43	1	2.3%		中学校	69	0	0.0%
	計	129	16	12.4%		計	213	60	28.2%
浜松市	小学校	96	51	53.1%	熊本市	小学校	92	45	48.9%
	中学校	48	25	52.1%		中学校	42	1	2.4%
	計	144	76	52.8%		計	134	46	34.3%

※学校数については、中等教育学校・義務教育学校等をそれぞれの校種に含め、分校・休校は除く。
 ※学校給食センターへ配置している学校栄養職員等は除く。

給食費の徴収業務について

1 学校給食費

学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）において、以下の内容が記載されている。

(1) 第四条（義務教育諸学校の設置者の任務）

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(2) 第十一条（経費の負担）

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

※学校給食法施行令 第二条（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

市（自治体）が負担する経費

市が負担する経費は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費、維持管理費、学校給食に従事する職員に要する人件費等であり、保護者が負担する経費は食材費相当額となっている。

2 本市における学校給食費の会計制度

学校給食費については、昭和32・33年の文部省通達[※]を根拠として、自治体の歳入とせず、私会計で処理している自治体が全国的に多く、本市においては私会計としている。

3 国の動向

(1) 学校現場における業務の適正化に向けて（平成28年6月13日）

【3-1-(2)-学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放する】

学校現場の負担軽減等の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。このため、地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置の促進、徴収・管理システムの整備など、学校を設置する地方自治体等が学校給食費の徴収・管理業務を行うために必要な環境整備を推進する必要がある。

⇒平成30年度に学校給食の会計業務に係るガイドラインの検討・策定が示される。

(2) 学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日）

【1-(2)-学校徴収金の徴収・管理】

学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収・管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化を促すよう促す。

4 政令指定都市・神奈川県内における公会計化の導入状況

(1) 政令指定都市

導入済（4市）：福岡市（H21）、横浜市（H24）、大阪市（H26）、千葉市（H30）

(2) 神奈川県内（市）

導入済（5市）：横浜市（H24）、海老名市（H24）、厚木市（H25）、藤沢市（H27）、横須賀市（H30）

5 今後の本市における学校給食費の会計制度

学校が主体となり私会計で行っている学校給食費の徴収・管理については、市が主体となって徴収・管理を行う公会計へ移行することとし、平成33年度の導入を目指して検討を進めていきます。

[※]<昭和32年12月18日>

○学校給食費は、教科書代と同様の性格を持つものと解される。したがって、この経費を徴収することは、義務教育無償の原則に反しない。

○校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、さしつかえない。

<昭和33年4月9日>

○1 学校給食法第6条2項の規定は、児童または生徒が学校給食を受ける場合のその保護者の負担の範囲を明らかにしたものであって、保護者に公法上の負担義務を課したのではない。

○2 法第6条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。

○3 1および2に述べたとおり、学校給食費は、保護者に公法上の義務負担を課したのではなく、その性格は学校教育に必要な教科書代と同様なものであるため、学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要はないと解する。